茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成 19 年１月 24 日

規則第４号

改正　平成22年２月25日　規則第１号

改正　平成27年３月27日　規則第１号

改正　平成29年３月９日　規則第２号

改正　平成31年３月29日　規則第２号

改正　令和２年２月21日　規則第４号

改正　令和５年３月24日　規則第４号

改正　令和５年12月25日　規則第６号

改正　令和７年３月27日　規則第８号

（趣旨）

第１条　この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間の割振り等）

第２条　任命権者は、条例第３条第２項の規定による１日につき７時間 45 分の勤務時間の割振りについて、午前８時 30 分から午後５時 15 分までに割り振るものとする。

２　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員の勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(1) 業務の都合により前項に規定する時間に勤務時間を割り振ることのできない場合

(2) 職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第３条　任命権者は、条例第４条第２項本文の定めるところに従い週休日（条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第５条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き 12 日を超えないようにし、かつ、１回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないようにしなければならない。

２　任命権者は、条例第４条第２項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎４週間につき４日以上となること。

(2) 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと。

(3) １回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないこと。

（週休日の振替等）

第４条　条例第５条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする８週間後の日までの期間とする。

２　任命権者は、週休日の振替（条例第５条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は４時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（４時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち４時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を条例第５条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は４時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第 10 条第１項に規定する勤務日等をいう。以下において同じ。）が引き続き 24 日を超えないようにしなければならない。

３　任命権者は、４時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第１項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

４　任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（週休日、勤務時間の割振り等の明示）

第５条　任命権者は、条例第３条第１項ただし書の規定により週休日を設け、同条第２項の規定により勤務時間を割り振り、条例第４条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第６条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

２　任命権者は、条例第５条の規定により週休日の振替等を行った場合には、その職員に対し、遅滞なく、広域連合長の定める方法により、その内容を通知するものとする。

（休憩時間）

第６条　休憩時間は、正規の勤務時間以外の時間であって、これに対して給与を支給しない。

２　職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

３　第２条第１項に規定する勤務時間を割り振られた職員の休憩時間は、正午から午後１時までとする。

４　任命権者は、業務の都合により前項の規定によることができない職員の休憩時間については、別に定めるものとする。

５　任命権者は、第２条第２項の規定により職員の勤務時間の割振りについて別に定めた場合の職員の休憩時間については、別に定めるものとする。

６　任命権者は、業務の都合により特に必要があると認めるときは、第３項から前項までの規定により定められた休憩時間を変更し、又は一斉に与えないことができる。

（宿日直勤務）

第７条　条例第７条第１項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

２　任命権者は、休日（勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）の正規の勤務時間において職員に前項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

３　任命権者は、職員に前２項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第８条　条例第７条第１項ただし書の規則で定める場合は、同項に規定する勤務を命じようとする時間帯に、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

２　条例第７条第２項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第９条　任命権者は、職員に時間外勤務（条例第７条第２項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなけ

ればならない。

第９条の２　任命権者は、条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び勤務時間条例第２条第４項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）に時間外勤務を命じる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第 10 条　任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1)　次号に規定する業務以外の業務に従事する職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア　イに掲げる職員以外の職員　次の(ア)及び(イ)に定める時間

（ア）　１月において時間外勤務を命ずる時間について 45 時間

（イ）　１年において時間外勤務を命ずる時間について 360 時間

イ　１年において従事する業務が次号に規定する業務からこの号に規定する業務となった職員　次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

（ア）　１年において時間外勤務を命ずる時間について 720 時間

（イ）　ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、広域連合長が定める期間において広域連合長が定める時間及び月数

(2)　他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い業務として任命権者が指定するものに従事する職員　次のアからエまでに定める時間及び月数

ア　１月において時間外勤務を命ずる時間について 100 時間未満

イ　１年において時間外勤務を命ずる時間について 720 時間

ウ　１月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１箇月、２箇月、３箇月、４箇月及び５箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の１月当たりの平均時間について 80 時間

エ　１年のうち１月において 45 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について６箇月

２　任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。広域連合長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として広域連合長が定める場合も、同様とする。

３　任命権者は、前項の規定により、第１項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る１年の末日の翌日から起算して６箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務）

（時間外勤務代休時間の指定）

第 10 条の２　条例第８条第１項の規則で定める期間は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和７年条例第２号。以下「給与条例」という。）第 18 条第４項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60 時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする２月後の日までの期間とする。

２　任命権者は、条例第８条第１項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第 10 条第１項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第４項において同じ。）に割り振られた勤務のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与条例第 18 条第３項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第６項において「60 時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第 18 条第１項第１号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）　当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第 18 条第２項に規定する７時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間　当

該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第18条第１項第２号に掲げる勤務に係る時間　当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

３　前項の場合において、その指定は、４時間又は７時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が４時間又は７時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

４　任命権者は、条例第８条第１項の規定に基づき１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第１項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

５　任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

６　任命権者は、条例第８条第１項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

７　時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

第11条　条例第８条の２第１項の規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第12条　職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第８条の２第１項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）を行うものとする。

２　早出遅出勤務の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無につ

いて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に、公務の運営に支障が生じた日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

３　任命権者は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 12 条の２　早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子（条例第８条の２第１項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）が死亡したとき。

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったとき。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったとき。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第１項第３号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったとき。

(5) 第１号、第２号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第８条の２第１項に規定する職員に該当しなくなったとき。

２　早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

３　前２項の場合において、職員は遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

４　前条第３項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第 13 条　条例第８条の３第１項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月について３日以下の者を

含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) ６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後８週間を経過しない者でないこと。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第 14 条　職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（６月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の１月前までに条例第８条の３第１項の規定による請求（以下「深夜勤務の制限の請求」という。）を行うものとする。

２　深夜勤務の制限の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後に、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

３　第 12 条第３項の規定は、深夜勤務の制限の請求について準用する。

第 14 条の２　深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡したとき。

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったとき。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったとき。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第１項第３号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったとき。

(5) 第１号、第２号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第８条の３第１項に規定する職員に該当しなくなったとき。

２　深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限

期間の末日とする請求であったものとみなす。

３　前２項の場合において、職員は遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

４　第 12 条第３項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第 15 条　職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（１年又は１年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第８条の３第２項又は第３項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）を行うものとする。この場合において、同条第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

２　時間外勤務の制限の請求があった場合においては、任命権者は、条例第８条の３第２項又は第３項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

３　任命権者は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して１週間を経過する日（以下「１週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第８条の３第２項又は第３項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から１週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

４　任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

５　第 12 条第３項の規定は、時間外勤務の制限の請求について準用する。

第 15 条の２　時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡したとき。

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったとき。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったとき。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の２第１項の規定

による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったとき。

(5) 第１号、第２号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第８条の３第２項又は第３項に規定する職員に該当しなくなったとき。

２　時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号のいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が条例第８条の３第２項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合、同条第３項の規定による請求にあっては９歳に達する日以後の最初の３月31日が終了した場合

３　前２項の場合において、職員は遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

４　第12条第３項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第16条　第12条及び第12条の２、第14条及び第14条の２並びに第15条及び第15条の２（第12条の２第１項第３号及び第４号、第14条の２第１項第３号及び第４号並びに第15条の２第１項第３号及び第４号並びに同条第２項各号を除く。）の規定は、条例第16条第１項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第12条の２第１項第１号、第14条の２第１項第１号及び第15条の２第１項第１号中「子」とあるのは「要介護者」と、第12条の２第１項第２号、第14条の２第１項第２号及び第15条の２第１項第２号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第15条第２項中「、条例第８条の３第２項」とあるのは「、それぞれ条例第８条の３第２項に規定する支障の有無」と、同条第３項中「時間外勤務の制限の請求」とあるのは「条例第８条の３第３項の規定による請求」と、「条例第８条の３第２項又は第３項に」とあるのは「同項に」と、第15条の２第２項中「次の各号」とあるのは「前項第１号又は第２号」と読み替えるものとする。

第17条　前９条に定めるもののほか、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務

及び時間外勤務の制限の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（代休日の指定）

第18条　条例第10条第１項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする８週間後の日（特別の形態によって勤務する必要のある職員にあっては、12週間後の日）までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第８条第１項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

２　任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

３　前２項に規定するもののほか、代休日の指定の手続に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（年次休暇の日数）

第19条　条例第12条第１項第１号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　20日に斉一型短時間勤務職員の１週間ごとの勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）　155 時間に条例第２条第２項、第３項又は第４項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間45分を１日として日に換算して得た日数

第19条の２　条例第12条第１項第２号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。）　その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第１の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数とする。

(2) 当該年度において地方公営企業等労働関係法適用職員等（条例第12条第１項第３号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの　地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第１の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）。ただし、この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数とする。

２　条例第12条第１項第３号の規則で定める職員は、当該年度の前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に地方公営企業等労働関係法適用職員等となり引き続き再び職員となったものとする。

３　条例第12条第１項第３号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア　当該年度の初日に職員となった場合　20 日に当該年度の前年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が 20 日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

イ　当該年度の初日後に職員となった場合　この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員　その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数

４　第１項第２号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

第19条の３　前２条の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第１項又は第２項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和 25 年法律第 261号。以下「法」という。）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数

とする。

第19条の４　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第 12 条第１項第１号又は第２号に掲げる日数に同条第２項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 17 条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務

形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を７時間 45 分とみなした場合の１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合　勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を７時間 45 分とみなした場合の１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

（年次休暇の繰越し）

第 20 条　条例第 12 条第２項の規則で定める日数は、一の年度における年次休暇の 20 日（第 20 条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数）とする。

２　前項の規定により繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

（年次休暇の単位）

第 21 条　年次休暇の単位は、１日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、１時間を単位とすることができる。

２　１時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって１日とする。

(1) 次号から第４号までに掲げる職員以外の職員　８時間

(2) 育児休業法第 10 条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等　次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア　育児休業法第 10 条第１項第１号　４時間

イ　育児休業法第 10 条第１項第２号　５時間

ウ　育児休業法第 10 条第１項第３号又は第４号　８時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）　勤務日ごとの勤務時間の時間数（１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第２号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。）

８時間

（療養休暇）

第 22 条　勤務時間条例第 13 条第２項に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

(1) 職員が公務による負傷又は疾病のため療養する場合　１年

(2) 職員が私事による負傷又は疾病のため療養する場合　90 日（結核性疾患にあっては、１年）

(3) 前２号に掲げる療養休暇の期間後又は病気休職（法第 28 条第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定による休職をいう。以下同じ。）の期間後において、同一の負傷又は疾病のため、職員を病気休職にしようとする場合であって、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（令和２年条例第３号）第３条第１項に規定する医師の診断に期間を要するとき　10 日

２　療養休暇の期間の末日の翌日から起算して６月を経過する日までの間に療養休暇を使用したときは、これらの療養休暇の期間を通算する。ただし、それぞれの療養休暇が明らかに異なる負傷又は疾病のために使用されたものであるときは、この限りでない。

３　前項本文の規定にかかわらず、人工透析、抗がん剤治療、放射線治療、不妊治療その他の長期間にわたる定期的な治療等を行うことが医学的に見て明らかに必要と認められる疾病の治療等のために使用した療養休暇の期間については、それぞれの療養休暇の期間を通算しない。

４　療養休暇の単位は、１日又は１時間とする。

（特別休暇）

第 23 条　条例第 14 条に規定する規則で定める場合及びその期間は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　特別休暇の単位は、次項その他別に定める場合を除き１日又は１時間とする。

３　前項本文の規定にかかわらず、別表第２の 14 の項に掲げる場合の特別休暇の単位は、30 分とする。

（介護休暇）

第 24 条　条例第 15 条第１項の規則で定める者は、次に掲げる者（第２号に掲げる者にあっては、職員と同居している者に限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第２の 23 の項及び附表において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で広域連合長が定めるもの

2　条例第 15 条第１項の規則で定める期間は、２週間以上の期間とする。

3　条例第 15 条第１項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇願に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4　任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第７項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5　職員は、第３項の申出に基づき前項若しくは第７項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第７項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇願に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6　任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第４項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7　第４項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第３項の申出に基づき第４項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第５項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第 31 条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8　指定期間の通算は、暦に従って計算し、１月に満たない期間は、30 日をもって１月とする。

第 24 条の２　介護休暇の単位は、１日又は１時間とする。

2　１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻ま

で連続した４時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該４時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第 25 条　介護時間の単位は、30 分とする。

２　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第 19 条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（休暇の計算）

第 26 条　１時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって１日とする。

(1) 次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　８時間

(2) 斉一型短時間勤務職員　勤務日ごとの勤務時間の時間数（１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員　８時間

第 26 条の２　第 19 条及び第 20 条において、日数に１日未満の端数があるときは、当該端数は時間を単位として取り扱うものとする。

２　週休日又は休日若しくは代休日をはさんで年次休暇をとった場合は、週休日又は休日若しくは代休日は、年次休暇として取り扱わないものとする。

３　療養休暇又は特別休暇の日数、月数及び年数中には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

（年次休暇、療養休暇及び特別休暇の請求等）

第 27 条　職員が年次休暇、療養休暇、特別休暇（第 30 条に規定するものを除く。）を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿（勤休管理システム（電子計算機を利用して休暇の請求、承認等を行うシステムをいう。以下同じ。）が整備されている組織に勤務する職員にあっては、勤休管理システム）により、任命権者に請求しなければならない。ただし、休暇を受ける事由が任命権者の命令等によるときは、書面又は勤休管理システムによらないことができる。

２　職員が、病気、災害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかっ

たときは、その勤務しなかった日から週休日又は休日若しくは代休日を除き、遅くとも３日以内にその理由を付して、任命権者に休暇の承認を求めなければならない。ただし、任命権者は、この期間中に承認を求めることができない正当な理由があったと認めたときは、その期限後において提出された承認の請求を受理することができる。

３　別表第２の 12 の項の申出は、あらかじめ休暇願に記入し、又は勤休管理システムにより任命権者に対して行わなければならない。

４　別表第２の 13 の項に掲げる場合に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第 28 条　介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇願に記入して任命権者に請求しなければならない。

２　前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、１回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、２週間以上の期間（当該指定期間が２週間未満である場合その他の広域連合長が定める場合には、広域連合長が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（証明書等の提出）

第 29 条　職員が引き続き１日を超える療養休暇又は引き続き１週間を超える特別休暇（別表第２の 29 の項に掲げる場合の特別休暇に限る。）の承認を求めるに当たっては、第 27 条第１項ただし書の規定により休暇を受けるときのほか、医師の証明書その他勤務しない事由を明らかにする文書を提出しなければならない。

２　職員が引き続き１週間を超える特別休暇（別表第２の 29 の項に掲げる場合の特別休暇を除く。）、介護休暇の承認を求めるに当たっては、第 27 条第１項ただし書の規定により休暇を受けるときのほか、勤務しない事由を明らかにする文書を提出しなければならない。

（療養休暇及び特別休暇の承認）

第 30 条　条例第 16 条の規則で定める特別休暇は、別表第２の 12 の項及び 13 の項の休暇とする。

第 30 条の２　任命権者は、療養休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。）の請求について、条例第 13 条に定める場合又は別表第２に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第 31 条　任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第 15 条第１項又は第 15 条の２第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（夏季休暇）

第 32 条　条例第 17 条ただし書において規定する夏季休暇は、一つの年の７月から９月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に当該休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一つの年の６月から 10 月までの期間）内における、週休日、休日及び代休日を除いて５日を超えない範囲内の期間とする。

２　夏季休暇の単位は、1 日とする。

（夏季休暇の請求）

第 33 条　職員が夏季休暇を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿（勤休管理システム（電子計算機を利用して休暇の請求、承認等を行うシステムをいう。以下同じ。）が整備されている組織に勤務する職員にあっては、勤休管理システム）により、任命権者の承認を受けなければならない。

（夏季休暇の承認）

第 34 条　任命権者は、夏季休暇の請求について、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

（休暇の承認の決定等）

第 35 条　第 27 条第１項、第 28 条第１項又は第 33 条の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して１週間を経過する日（以下この項において「１週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、１週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

２　任命権者は、休暇（年次休暇を除く。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

３　任命権者は、夏季休暇の請求について、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

（休暇簿）

第 36 条　休暇簿について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

（第３条、第４条、第６条及び第 19 条についての別段の定め）

第 37 条　任命権者は、業務又は勤務条件の特殊性により、第３条、第４条、第６条第１項及び第 18 条第１項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、広域連合長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

（報告）

第 38 条　広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（補則）

第 39 条　この規則に規定するもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附　則

この規則は、平成 19 年１月 24 日から施行する。

附　則（平成 22 年規則第１号）

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年規則第１号）

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年１月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成 29 年１月１日から同年３月 31 日までの間は、第７条中「第６条の４第２号に規定する養子縁組里親」とあるのは、「第６条の４第１項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

附　則（平成 31 年規則第２号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第４号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第６号）

この規則は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和７年規則第８号）

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

別表第１（第19条の２関係）

在職期間	日数
１月に達するまでの期間	２日
１月を超え２月に達するまでの期間	３日
２月を超え３月に達するまでの期間	５日
３月を超え４月に達するまでの期間	７日
４月を超え５月に達するまでの期間	８日
５月を超え６月に達するまでの期間	10日
６月を超え７月に達するまでの期間	12日
７月を超え８月に達するまでの期間	13日
８月を超え９月に達するまでの期間	15日
９月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え１年未満の期間	20日

別表第２（第23条、第27条、第29条、第30条、第30条の２関係）

事由	承認を与える期間
1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により入院し、又は交通を制限され、若しくは遮断された場合	必要と認める期間
2　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	同上
3　地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	７日の範囲内の期間
4　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
5　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
6　職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
7　地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第１項又は第２項の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合	同上
8　法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求者として出頭する場合	同上
9　法第49条の２第１項の規定により、不利益処分についての不服申立人として出頭する場合	同上
10　法第55条第11項の規定により、当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合	同上

11　本広域連合の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	同上
12　出産する予定である職員が申し出た場合	出産の予定前８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）目に当たる日から出産の日までの申し出た期間
13　職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
14　職員が生後満１年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認められる時間。ただし、１日２回まで 30 分を単位として合計２時間を超えない範囲内の時間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第 817 条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号

	に規定する養育里親である者（同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、２時間から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間を超えない範囲内の時間）
15　生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合	必要と認められる期間。ただし、２日を超えることができない。
16　妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通じて１時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
17　妊娠中又は出産後１年以内の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは４週間に１回、妊娠満24週から満35週までは２週間に１回、妊娠満36週から分べんまでは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があっ

	た場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
18　父母の祭日の場合	１日（遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。）
19　忌引の場合	附表に定める期間内において必要と認められる期間
20　職員が結婚する場合	７日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、分割はできない。
20の２　職員がパートナーシップ（職員が当該職員と性別が同一である者と、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として、広域連合長が認める関係をいう。以下同じ。）を形成する場合	同上
20の３　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において５日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
21　職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は職員がパートナーシップを形成している者が出産する場合	職員の妻又は職員がパートナーシップを形成している者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後３週間を経過する日までの期間内における２日の範囲内の期間
22　職員の妻又は職員がパートナーシップを形成している者が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎	当該期間内における５日の範囲内の期間

妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻又は職員がパートナーシップを形成している者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	
23　職員が配偶者、パートナーシップを形成している者、養育する子（配偶者又は職員がパートナーシップを形成している者の子を含む。以下この項において同じ。）、父母、配偶者若しくは職員がパートナーシップを形成している者の父母、孫、祖父母又は配偶者若しくは職員がパートナーシップを形成している者の祖父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったそれらの者の世話を行うことをいう。以下この項において同じ。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度において５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、当該子１人につき５日）の範囲内の期間。ただし、一の年度において５日を超える期間で承認を与える場合においては、当該子以外の者の看護を事由とする承認は、５日を超えることができない。
24　要介護者の介護その他の広域連合長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
25　国民スポーツ大会若しくはこれに準ずる国若しくは地方公共団体若しくは公共的団体の主催するスポーツ大会等に役員若しくは演技者として参加する場合又は職域代表として体育大会に参加する場合で任命権者が特に必要と認めるとき。	必要と認められる期間
26　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度の７月から９月までの期間（特別な事情があると認めるときは、広域連合長が別に定める期間）内において広域連合長が承認した期間

27　職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対し登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
28　職員が人間ドックを利用する場合	一の年度において１日
29　心身の故障のため、引き続き６月以上の療養休暇中又は病気休職中であった職員が、健康を回復し職場に復帰又は復職することとなった場合	職場に復帰又は復職することとなった日から１月において１日を通じて４時間を超えない範囲で必要と認められる時間
30　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって広域連合長が定めるものにおける活動 ウ　児童養護施設における活動 エ　アからウまでに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動又は保護者のない児童、虐待されている児童その他環境	一の年度において５日の範囲内の期間

上養護を要する児童の自立を支援する活動	
31　前各項のほかにあらかじめ広域連合長の承認を得て任命権者が定める場合	当該事項について広域連合長が承認した期間

附表

忌引日数表

死亡した者		日数
配偶者		10 日
血族	一親等の直系尊属（父母）	７日
	一親等の直系卑属（子）	５日
	二親等の直系尊属（祖父母）	３日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
	二親等の直系卑属（孫）	１日
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	３日
	三親等の傍系尊属（おじ又はおば）	１日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
姻族	一親等の直系尊属（父母の配偶者又は配偶者の父母）	３日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日）
	一親等の直系卑属（子の配偶者又は配偶者の子）	１日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日）
	二親等の直系尊属（祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母）	１日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日）
	二親等の傍系者（兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹）	１日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日）
	三親等の傍系尊属（おじ又はおばの配偶者若しくは配偶者のおじ又はおば）	１日

備考

１　葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

２　忌引日数は、引き続く日数とする。